平成２７年（フ）第６３４８号
東京都豊島区巣鴨３丁目９－１－202
債務者　西原　真実（旧姓千代）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４９号
東京都小平市学園東町１丁目８－37　Ｎハイツ203号
債務者　相馬　真美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４９号
東京都あきる野市野辺1150番地７
債務者　野本　政一
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８２号
東京都国分寺市日吉町１丁目38番地７アメニティコウヤマ第15ガーデン207
債務者　西村　麻里
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０６号
東京都昭島市緑町２丁目１番13―208号
債務者　内海　伸二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５２９号
東京都あきる野市五日市1083番地６
債務者　野極　雅子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３１９号
静岡市葵区岳美６番１－301号
債務者　渡邉　幸惠
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月28日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３２８号
東京都江東区亀戸３丁目29―８―101
債務者　長島未祐紀
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７６号
静岡市駿河区小黒１丁目９番25―303号
債務者　穂森　　諭
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２５０号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番22棟411号
破産者　関　由香里
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
千葉市稲毛区長沼町341番地７　稲毛長沼パークハウス108号
破産者　谷石　敏光
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９０号
千葉市緑区誉田町１丁目802番地１　リヴェージュ誉田102号
破産者　井川　未来
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４８号
千葉県船橋市夏見台４－４－６－202号、住民票上の住所千葉県船橋市夏見台４丁目３番５－201号
破産者　漆原　義彦
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５８号
千葉市若葉区小倉町133番地26
破産者　石井　一男
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６１号
千葉県船橋市前原西１丁目38番５－302号
破産者　常松　栄寿
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３３９号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番50号
破産者　有限会社エヴィ企画
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５９２号
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目１番１号
破産者　アティーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部